七　所内の独占禁止法第四章の規定に係る審査事務の総括（独占禁止法第十二章に規定する手続による調査に係るものを除く。）に関すること。

八　独占禁止法第四章の規定に係る事件の審査（独占禁止法第十二章に規定する手続による調査を除く。）に関すること。

九　独占禁止法第四章の規定に係る排除措置命令の執行に関すること。

十　独占禁止法第四章の規定に係る排除措置計画の認定後及び同章の規定に係る排除措置命令の執行後の監査に関すること。

十一～十五　［略］

（地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官）

**第四条の二**　地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、前条第十号、次条第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

一　独占禁止政策に係る事業活動（不公正な取引方法（独占禁止法第二条第九項第五号及び第六号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）の調査に関すること。

［二～六　略］

2　［略］

（地方事務所及び支所の下請課並びに地方事務所及び支所の下請取引調査官）

**第四条の三**　［略］

2　前項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて下請取引調査官三十三人以内を置く。

（地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官）

**第五条**　地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課は、命を受けて、事件の審査、課徴金の納付命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査に関する事務（総務課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条の二第一項第五号及び前条第一項の事務を行うことができる。

2　地方事務所の第一審査課及び支所の審査課は、前項に規定する事務を行うほか、次の事務（近畿中国四国事務所の第一審査課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　所内の審査事務の総括に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

二　独占禁止法の規定に違反する被疑事実の探知、報告及び通知の受理並びに報告者に対する通知に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

三　排除措置命令の執行及び執行後の監査に関すること（総務課の所掌に属するものを除く。）。

四　［略］

3　［略］

（経済取引指導官）

**第六条**　［略］

2　経済取引指導官は、命を受けて、第四条第四号から第十四号までに規定する事務（近畿中国四国事務所の経済取引指導官にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）のうち特定事項に係る調査及び調整に関する事務を処理する。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

七～十一　［同上］

（地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官）

**第四条の二**　地方事務所及び支所の取引課並びに地方事務所及び支所の取引方法調査官にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、前条第十号、次条第一項及び第五条第一項の事務を行うことができる。

一　独占禁止政策に係る事業活動（不公正な取引方法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。）第二条第九項第五号及び第六号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）の調査に関すること。

［二～六　同上］

2　［同上］

（地方事務所及び支所の下請課並びに地方事務所及び支所の下請取引調査官）

**第四条の三**　［同上］

2　前項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて下請取引調査官二十九人以内を置く。

（地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課並びに地方事務所及び支所の審査専門官）

**第五条**　地方事務所の第一審査課、第二審査課、第三審査課及び第四審査課並びに支所の審査課は、命を受けて、事件の審査、課徴金の納付命令並びに排除措置計画及び排除確保措置計画の認定後の監査に関する事務を分掌する。ただし、特に命じられた場合においては、第四条の二第一項第五号及び前条第一項の事務を行うことができる。

2　地方事務所の第一審査課及び支所の審査課は、前項に規定する事務を行うほか、次の事務（近畿中国四国事務所の第一審査課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　所内の審査事務の総括に関すること。

二　独占禁止法の規定に違反する被疑事実の探知、報告及び通知の受理並びに報告者に対する通知に関すること。

三　排除措置命令の執行及び執行後の監査に関すること。

四　［同上］

3　［同上］

（経済取引指導官）

**第六条**　［同上］

2　経済取引指導官は、命を受けて、第四条第四号から第十号までに規定する事務（近畿中国四国事務所の経済取引指導官にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）のうち特定事項に係る調査及び調整に関する事務を処理する。